

2020年 4月 8日

ご契約者の皆様へ

東京海上日動火災保険株式会社

新型コロナウイルス感染症に関する「入院」の特別取扱いについて

このたびの新型コロナウイルス感染症に罹患された皆様および影響を受けられた皆様に、心よりお見舞い申し上げます。皆様におかれましては、一日も早く平常の暮らしに戻ることが出来ますようお祈り申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、弊社では影響を受けられたお客様に対して、以下の通り医療保険等における「入院」の特別取扱いを実施いたします。

1. 実施内容

団体総合生活保険・医療補償等における「入院」につきまして、約款上は「病院または診療所に入り、医師等の管理下で治療に専念すること」を要件としておりますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う病床数不足等の事情により、医師の指示に基づき臨時施設（ホテル等の宿泊施設を含みます。）または自宅において入院と同等の療養をする場合も「入院」として取り扱い、入院保険金等をお支払いいたします(*)。

(*)医師の証明書等をご提出いただく場合に限りです。

2. 主な対象商品

団体総合生活保険（医療補償、所得補償）、からだの保険（所得補償条項）、超保険（所得補償条項、収入補償条項、総合補償条項・疾病条項）、超Tプロテクション(*) 等

(*)業務上の身体障害による入院に限りです。

【ご請求のご連絡】

ご請求のご連絡につきましては、代理店または以下の連絡先までご連絡ください。

東京海上日動安心 110 番 (事故受付センター) 受付時間：24 時間 365 日	超保険	 0120-110-894
	上記以外	 0120-720-110

※本対応のほか、このたびの新型コロナウイルスに関連した情報は、弊社ホームページ（www.tokiomarine-nichido.co.jp）に掲載しておりますので、あわせてご確認ください。

以上